

2025年1月21日

お客様各位

建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料改定のお知らせ

2025年4月1日引受より手数料を改定します

今回公開の手数料については簡易版となっております。2025年3月末頃予定の業務規程公開時に変更となる場合がございますので、参考金額としてご覧下さい。

◆内容◆

- ・一戸建て住宅、併用住宅の住宅部分（新規設定）
- ・共同住宅等（新規設定）

お問合せ先：技術部

TEL：092-771-7614



九州住宅保証株式会社

2025年4月受付分より適用

建築物エネルギー消費性能適合判定業務 審査手数料について(税込表示)

■ 一戸建て住宅、併用住宅の住宅部分

評価種別	手数料
省エネ適判 審査手数料	44,000
省エネ適判 審査手数料 (外皮計算:簡易計算利用の場合)	33,000
省エネ適判 審査手数料 (計画変更)	22,000
軽微変更該当証明申請	22,000
評価書等活用 (外皮基準及び一次エネルギー活用)	11,000

(注) 評価書等活用 設計住宅性能評価(5-2)、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査

(注2) 評価書等活用を利用する場合は、活用する評価書が交付されている場合、または活用する評価が既に申請されている場合に限る。

(注3) 「外皮計算:簡易計算利用の場合」とは外皮性能に仕様基準(誘導仕様基準含む)を用いる場合に適用する。

(注4) 混構造の審査手数料は別途見積とする。

(注5) 電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合、紙面の評価書発行を希望する場合は、上表に住戸あたり2,200円を加算する。

省エネ適判手数料（円）

■非住宅建築物（新築、増改築）

（税込表示）

A ホテル等 病院等 集会場等	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積										
		100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満
	標準入力法	187,000	220,000	253,000	308,000	385,000	418,000	473,000	550,000	605,000	715,000	858,000
	主要室入力法											
	モデル建物法	95,700	102,300	135,300	169,400	203,500	226,600	260,700	294,800	339,900	396,000	453,200

B 上記以外 用途（工場・ 倉庫等を除く）	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積										
		100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満
	標準入力法	165,000	187,000	220,000	253,000	275,000	330,000	418,000	473,000	528,000	638,000	748,000
	主要室入力法											
	モデル建物法	73,700	79,200	90,200	102,300	113,300	135,300	169,400	203,500	248,600	294,800	361,900

C 工場・ 倉庫等	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積										
		100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満
	標準入力法	121,000	143,000	176,000	187,000	198,000	253,000	308,000	363,000	418,000	473,000	550,000
	主要室入力法											
	モデル建物法	52,800	55,000	68,200	79,200	90,200	113,300	135,300	158,400	191,400	226,600	270,600

※注意事項

- ・評価対象面積が50,000㎡以上の場合は、別途見積もりとする。
- ・適合性判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに上記料金表を適用しその合計とする。
- ・一つの棟にA～Cが2以上ある場合は次のとおり適用する。（標準入力法、主要室入力法）
 - ① Aが含まれるときはAで適用する。
 - ② AがなくBが含まれるときはBで適用する。
 一つの棟にA～Cが2以上ある場合はそれぞれのモデル毎の料金を合計する（モデル建物法）
 ただし上記適用が著しく不合理であると九州住宅保証が認めた場合は別途判断できることとする。
- ・計画変更は当初適用された料金の6割とする。
- ・軽微変更該当証明申請は当初適用された料金の5割とする。

■共同住宅等（新築、増改築）

（税込表示）

共同住宅等	適合判定	住戸	$154,000 + 2,750 \times Mh + 1,100 \times Ms$
		住戸及び共用部	上記式に154,000を加算
	適合判定 （評価書等活用）	住戸	$44,000 + 550 \times M$
		住戸及び共用部	上記式に44,000を加算

Mh：外皮性能が標準計算住戸数

Ms：外皮性能が仕様基準（誘導仕様基準を含む）の住戸数

M：対象住戸数

※注意事項

- ・評価書等活用とは設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査等が既に申請されている場合、または評価書等が交付されている場合。
- ・計画変更は当初適用された料金の6割とする。
- ・軽微変更該当証明申請は当初適用された料金の5割とする。

■木造長屋タイプ（※1）

（税込表示）

評価種別	2戸	3戸以上
省エネ適判 審査手数料	88,000	82,500 + 16,500×M
省エネ適合手数料 外皮仕様基準（※2）	55,000	55,000 + 7,700×M
省エネ適合手数料 計画変更	70,400	66,000 + 13,200×M
軽微変更該当証明申請	44,000	41,250 + 8,250×M'
省エネ適判審査手数料 評価書等活用（※3） （外皮基準及び一次エネルギー活用）	22,000	22,000 + 5,500×M

M = 評価対象住戸数

M' = 変更対象住戸数

※注意事項

- （※1） ここでいう「木造長屋タイプ」は、原則として構造が木造の長屋だが、共用廊下がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない（評価しない）住宅を指す。
ただし、建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（九州住宅保証が認める場合に限る）においても、木造長屋タイプとして扱うことができる。
- （※2） 各住戸の部位の仕様が同一の場合に限る。
- （※3） 設計住宅性能評価（5-2）、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査
評価書等活用を利用する場合は、活用する評価書等が交付されている場合、または活用する評価書が既に申請されている場合に限る。
- （※4） 電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合、紙面の評価書発行を希望する場合は、上表に住戸あたり2,200円を加算する。